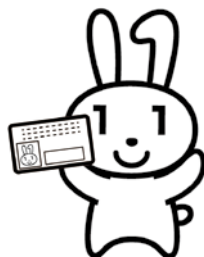


12月2日(月)から

マイナンバーカードと健康保険証が一本化されます

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療制度(後期)の
保険証の新規発行が終了します。

医療機関を受診するときは、保険証の利用登録をした
マイナンバーカード(マイナ保険証)の使用を
基本とする仕組みになります。



所有している保険証は

12月1日(日)時点で所有している有効な保険証は、記載されている有効期限まで使用できます。12月2日(月)以降に保険証を紛失した場合や、転居などにより記載内容に変更があった場合は、有効期限が切れていなくても、その時点で使用できなくなります。

「資格確認書」または

「資格情報のお知らせ」が届きます

保険証の有効期限が12月2日(月)以降の場合は、有効期限が切れる前にマイナ保険証の所有状

況により、資格確認書または資格情報のお知らせが届きます。

資格確認書

マイナ保険証を所有していない人に交付されます。医療機関に提示することで、保険証と同じように受診できます。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証を所有している人に交付され、自分の資格情報を確認できます。

マイナ保険証による資格確認に対応していない医療機関では、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて提示する必要があります。資格情報のお知らせだけでは、医療機関を受診できない

ため、必ずマイナ保険証も提示してください。

12月2日(月)以降に

国保や後期へ加入する人

資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。

国保に加入する人／届け出をしたときに交付します。

後期に加入する人／75歳になる日の前月に届きます。

国保の加入・脱退の届け出

マイナ保険証を所有していても、資格情報は自動的に切り替わりません。

就職や退職により、職場の健

康保険に加入・脱退したときは、これまでどおり保険年金課へ届け出をしてください。

国保の加入・脱退の届け出に必要なものは、次のとおりです。
加入するとき

健康保険の資格喪失証明書(資格喪失日が分かる証明書など)
脱退するとき

健康保険の資格取得証明書(資格取得日が分かる証明書など)、
資格確認書、資格情報のお知らせ、
マイナポータルの資格情報画面のいずれか一つ

〈共通〉

本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど)

マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータルから利用登録をする必要があります。スマートフォンやパソコンから登録できるほか、医療機関などでも登録の手続き

ができます。

申し込みには、マイナンバーカードと登録した利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)が必要です。

利用登録できる場所

●医療機関の窓口

顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関でのみ手続きできます。顔認証を利用する場合、利用者証明用電子証明書暗証番号の入力は不要です。

●セブン銀行ATM

●企画政策課

くわしい内容は、市ホームページで確認してください。



問い合わせ先

●国保について

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

●後期について

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5882